



福岡医発第2241号(地)
平成26年11月12日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

弁護士会が設置する「医療 ADR」アンケート調査について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

各医師会におかれましては、医事紛争発生による紛争解決に際し、多大なるご尽力とご理解を賜り誠に有難うございます。

さて、今般、別添のとおり、福岡県弁護士会紛争解決センター運営委員会より福岡県弁護士会紛争解決センター利用者宛てに、「医療 ADR アンケートに対する御回答のお願い」という文書が発出されております。

過去に福岡県弁護士会紛争解決センターより、あっせん・仲介の書面が送付された会員医療機関にも本アンケートが送付されていることと思われませんが、本アンケートに回答する必要はありませんのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会会員にも問い合わせ等ありましたらその旨お伝えいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

また、「医療 ADR」に関しましては、平成21年10月3日付福岡医発第1224号(地)『弁護士会が設置する「医療 ADR」について』で、現在の医師会の医事紛争処理システムが、各医師会の担当役員が仲裁人となり患者側と折衝するという細やかな対応ができており、いわゆる「医療 ADR」の機能を充分果たしていると認識しているため、「医療 ADR」には応じる必要がない旨お知らせしております。

本会といたしましては、引き続き、医師会の医事紛争処理システムを利用し、会員の負担にならないよう、迅速かつ責任を持って紛争解決に対応してまいりますので、今後ともご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医事調停担当理事 白石恒明
会長 廣瀬真恵

2014年10月31日

福岡県弁護士会紛争解決センター 利用者 各位

福岡県弁護士会紛争解決センター運営委員会

委員長 弁護士 植 松 功

(公印省略)

医療ADRアンケートに対する御回答のお願い

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当会の活動に御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。

さて、福岡県弁護士会紛争解決センターでは、医療紛争を簡易な手続で公平且つ迅速に解決するため、医療裁判外紛争解決（ADR）の制度を設け実施しております。日頃より、ご利用者の皆様の目線に立った医療ADRの実施・運営に心がけ、当センター独自で改善策などの検討を重ねるとともに、日本弁護士連合会ADRセンター（日弁連ADRセンター）の医療ADR部会にも委員を出し、各地の医療ADRと情報交換をしながら、医療ADRのより一層の充実に向けた検討を行なっております。

今般、医療ADR制度を運営する弁護士会におきまして、これを利用された医療機関の方々の声をお聞きし、日弁連ADRセンターに集約した上で、医療ADR制度やその運営の更なる改善策などの検討を行ないたいと存じます。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、本アンケートの趣旨を御理解頂き、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

集計の都合上、本年11月28日（金）までに御回答をいただけると幸甚です。

(注意事項)

なお、本アンケートに対する御回答は、当センターで集約して日弁連ADRセンターに報告すること（ただし、医療機関の名称等の識別情報は除去ないし匿名化したいたします）、同センターは報告内容を統計的に処理・分析し、その結果を団体・医療機関の名称が特定されないような状態で公表することがありますことを予め御了承ください。

(個別の医療機関向け)

医療ADR（裁判外紛争解決機関）アンケート

事件番号 平成23年（久仲）第01号

※ 下記の質問事項の回答欄に、番号を○で囲んでいただくか、記入欄にご記入下さい。

1 回答者の種別について

- ① 診療所 i) 有床 ii) 無床
- ② 病院 i) 100床未満、ii) 500床未満、iii) 1000床未満、
iv) 1000床以上
- ③ その他 ()

2 弁護士会医療ADRについて

(1) 日本弁護士連合会にADRセンターがあることをご存知でしたか。

- ①はい ②いいえ

(2) 各地の弁護士会（大阪弁護士会が参画する公益社団法人総合紛争解決センターを含む。以下同じ）が医療ADRを開設していることをご存知でしたか。

- ①はい ②いいえ

(3) どの地域の弁護士会の医療ADRをご存知でしたか（複数回答可。）。

- ① 札幌 ② 仙台 ③ 東京 ④ 愛知県 ⑤ 京都 ⑥ 大阪
- ⑦ 岡山 ⑧ 広島 ⑨ 愛媛 ⑩ 福岡県 ⑪ その他 ()

(4) ADRについてどのようなイメージをお持ちですか（複数回答可。）。

- ① 中立 ② 患者側に有利 ③ 医療機関側に有利
- ④ 時間がかかる ⑤ 時間がかからない
- ⑥ 手間がかかる ⑦ 手間がかからない
- ⑧ 費用が高い ⑨ 費用が安い
- ⑩ 秘密が守られない ⑪ 秘密が守られる
- ⑫ その他 ()

(5) 弁護士会の医療ADRについてどのようなイメージをお持ちですか(複数回答可。)

- ① 中立 ② 患者側に有利 ③ 医療機関側に有利
④ 時間がかかる ⑤ 時間がかからない
⑥ 手間がかかる ⑦ 手間がかからない
⑧ 費用が高い ⑨ 費用が安い
⑩ 秘密が守られない ⑪ 秘密が守られる
⑫ その他（ ）

(6) 弁護士会の医療ADRを利用しやすくするためには何が必要ですか(複数回答可)。

- ① 医師会の医事紛争に関する審査との調整が必要
- ② 保険会社の支払いが確実に行われることが必要
- ③ 医師や医療有資格者があつせん人や仲裁人になることが必要
- ④ 医師や医療有資格者が専門委員として関与することが必要
- ⑤ 学会や医療団体との連携が必要
- ⑥ 実態についてもっと情報提供することが必要
- ⑦ その他（ ）

3 弁護士会医療ADRの経験

(1) どのような立場で弁護士会の医療ADRに関与されましたか。

- ① 申立人として ② 相手方として
③ 利害関係人として

※「③利害関係人として」と回答された方

以下の設問では、申立人側の場合は①、相手方側の場合は②と同様にお答え下さい。

(2) (1) で②と回答された方 相手方としてADRが申し立てられたとき、どのように対応されましたか。

- ① 手続に承諾した（話し合いの席にはついた）
② 手続に承諾しなかった（話し合いの席にはつかなかった）

(3) (1) で①あるいは(2)で①と回答された方(ADRの手續に応諾された方)

そのように対応された理由は何ですか（複数回答可。）。

- ① 裁判外での解決を期待した
- ② 早期の解決を期待した
- ③ 低額の解決を期待した
- ④ 患者との相互理解を期待した
- ⑤ 顧問弁護士や相談した弁護士にすすめられた

- ⑥ 医師会や保険会社と調整ができなかった
- ⑦ 中立・公平な第三者機関による解決に期待した
- ⑧ その他 ()

(4) (2) で②と回答された方 そのように対応された理由は何ですか (複数回答可。)

- ① 裁判外での解決を期待できなかった
- ② 早期の解決を期待できなかった
- ③ 低額の解決を期待できなかった
- ④ 既に説明は尽くした
- ⑤ 顧問弁護士や相談した弁護士に止められた
- ⑥ 医師会や保険会社と調整できないと思った
- ⑦ 応諾すると金銭支払を前提として話しが進む
- ⑧ 判決のように解決の理由が示されない
- ⑨ その他 ()

(5) (1) で①あるいは(2) で①と回答された方 (ADRの手続に応諾された方)

1) その後のADRはどうなりましたか。

- ① 和解で解決した ② 和解不成立で終わった
- ③ その他 ()

2) 期間はどのくらいかかりましたか。

約 () 年 () か月

3) 手続に参加してみて、その事案のADRについてどのような感想や印象をお持ちになりましたか (複数回答可。)

- ① 中立 ② 患者側に有利 ③ 医療機関側に有利
- ④ 時間がかかる ⑤ 時間がかからない
- ⑥ 手間がかかる ⑦ 手間がかからない
- ⑧ 費用が高い ⑨ 費用が安い
- ⑩ 秘密が守られない ⑪ 秘密が守られる
- ⑫ 医師会との連携ができていない ⑬ 医師会との連携ができています
- ⑭ 保険会社との連携ができていない ⑮ 保険会社との連携ができています
- ⑯ その他 ()

4 自由記載欄（その他、ご意見があればお書き下さい）

以上でアンケートは終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

日本弁護士連合会 ADRセンター ホームページ

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/adr.html>

日本弁護士連合会 医療ADR ホームページ

http://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/adr/medical_adr.html